平成 22 年度税制改正に関する要望

平成 21 年 10 月

摆 日本損害保険協会

はじめに

社団法人 日本損害保険協会

わが国の経済は、米国のサブプライム問題に端を発した金融資本市場の混乱とその後の世界的な金融危機からようやく抜け出し、一部に景気回復の兆しが見え始めています。 しかしながら、企業の経営環境は、収益性の大幅な低下及び国際競争の激化により依然 として厳しい状況にあります。また、少子・長寿化が急速に進行する中で、国民の将来 に対する不安が増加しているものと思われます。

さらに、地球温暖化の影響等により、わが国をはじめ世界各地において大規模な台風、 集中豪雨、地震などの異常自然災害が近年多発化しており、各地で甚大な被害をもたら しています。損害保険会社は、このような自然災害リスクに対しても保険金支払責任を 全うするために、平時より自らの担保力の充実と経営の健全性の確保に努めていますが、 今後においては、過去の統計データ等に基づく予測を超える規模・頻度で発生する異常 自然災害にも万全な備えをしておかなければなりません。複雑巨大化する自然災害発生 時にも国民経済の安定をより確実なものとするために、税制面での支援が必要不可欠で あると考えます。

損害保険業界といたしましては、このようなリスクに的確に対応し、損害保険業の 健全な発展を通じて、わが国経済の安定的な成長基盤の構築と安全で安心して暮らせる 社会の実現に寄与してまいりたいと考えています。

つきましては、平成22年度税制改正にあたりまして、重点要望項目をはじめとして、 各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますようよろしく お願い申し上げます。

目、次
平成22年度税制改正要望項目2
1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 重点要望項目 4
・積立率(4%)の適用の延長(恒久化)
2 . 受取配当等の二重課税の排除6
・受取配当等の益金不算入割合の引き上げ(現行50% 100%)
3.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続
4.地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置8
5 . 確定拠出年金に係る税制上の措置9
・確定拠出年金に係る特別法人税の撤廃
6 . 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長
7 . 生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現11

平成 22 年度税制改正要望項目

重点要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
現行と同じ積立率(4%)の適用の	・平成 21 年度まで、積立率は 4%
延長(恒久化)	(平成 22 年度以降は 2%の適用)

その他の要望項目

2. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等の益金不算入制度における連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(50% 100%)	・益金不算入割合は平成 14 年度より 50%

3.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準(100%外 形標準課税)としている損害保険業 に係る法人事業税(地方法人特別税 を含む)について、現行課税方式を 継続すること	・収入金額による外形標準課税

その他の要望項目

4. 地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

要望内容	現行税制
準備金残高の一層の充実を図る観点から、地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税(損金算入)とすること	・運用益部分の積立については段階的課税

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金に係る特別法人税を	・平成 22 年度まで課税停止措置
撤廃すること	・税率は約1.2%(地方税含む)

6. 欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

要望内容	現行税制
欠損金繰戻還付を実施し、繰戻期間 を延長すること	・繰戻期間は1年 ・平成21年度まで繰戻還付は適用停止 (中小企業については適用あり)

7. 生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

要望内容	現行税制
現行の生命保険料控除を改組し、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除(年金払積立傷害保険を含む)について、平成22年度において所要の法制上の措置を講ずること	・現行の生命保険料控除においては、 一般生命保険料控除および個人年金 保険料控除の2つ

(注)現行税制:平成21年度に適用される税制。

1.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

火災保険等に係る異常危険準備金について、 現行と同じ「積立率4%」の適用を延長(恒久化)すること(平成21年度で期限切れ)

近年、地震・台風等の巨大自然災害が頻発しており、各地に甚大な被害をもたらしています。こうした発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実な保険金支払を行うことが損害保険会社の社会的責務であり、損害保険会社は平時から異常危険準備金を積み立てることにより保険金支払原資を確保するよう努めています。

しかし、最近の 10~20 年間に頻発した巨大自然災害により、異常危険準備金残高は大幅に減少し、現在でも回復しきれておりません。中でも、平成 3 年の台風 19 号では一台風として過去最高の 5,600 億円強の保険金が支払われ、準備金残高が急減しました。その後、積立率が 3%に引き上げられたものの、準備金残高が十分に回復しないままに、さらに平成 16 年には史上最多の台風 10 個が上陸し、一年内の台風合計としては過去最高の 7,400 億円強の保険金が支払われ、この結果、準備金残高はさらに大きく落ち込みました。

このような状況を打開するため、巨大自然災害に対する保険金支払を確実にするとの 観点から、平成17年4月以降、監督会計において既往の最大台風である伊勢湾台風規模 の損害を基準として、早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入され ました。

税制面でも、平成 17 年度および平成 19 年度税制改正により、火災保険等の異常危険準備金の積立率が 4%に引き上げられました。しかし、現在の準備金残高率(当該年度の正味収入保険料に対する準備金残高の割合)はなお平成 3 年以前の水準にも回復できていない状況にあります。しかるに、同措置は平成 21 年度までの経過措置であり、経過措置の期限切れ後の積立率は 2%となります。 2%の積立率では早期の積み増しは困難です。

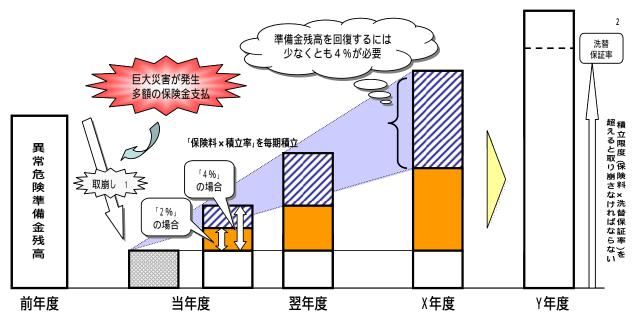
損害保険会社が巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる十分な準備金残高を確保・維持し、その社会的役割を十分に果たすためには、「積立率」(当該年度の正味収入保険料に対する積立額の割合)について、少なくとも現行と同じ4%の適用を延長(恒久化)し、早期に準備金残高を増加させることが必要不可欠と考えます。

異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、巨大自然災害に対する保険金支払に 万全を期すことであり、国民生活とわが国経済の安定に寄与するものと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

「積立率」について、現行と同じ「4%」の適用を延長(恒久化)すること

< 火災保険等に係る異常危険準備金制度の概要 >



1 取崩し: 火災グループ全体の損害率(支払保険金÷収入保険料)が50%を超える場合、その超過額を準備金 残高から取り崩す。

2 洗替保証率:準備金残高が積立限度(収入保険料×洗替保証率)を超える場合は、原則としてその超過額を 11 年目以降の積立部分から取り崩す。

<過去の大規模保険金支払例(支払額1,000億円以上)>

	 災害名	一台風の保険金支払額で過去最高額	<u></u>	元受保険金支払額(億円)		近年に大規模災害が多発
平成 3年	台風19号 2			5,679	\setminus	に 大
平成 1 0 年	台風 7号			1,600		規
平成 1 1 年	台風18号			3,147		模災
平成 1 2 年	東海豪雨	年間(上陸台風10個)(1,030		害
平成 1 6 年	台風16号	保険金支払額で過去最高	語	1,210		≻ 多
平成16年	台風18号			3,874		発
平成 1 6 年	台風23号			1,380		化し
(参考)平成1	6年内の台風合計			(7,448)		て
平成18年	台風13号			1,320	ノ	いる

2.受取配当等の二重課税の排除

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(現行 50% 100%)

法人が受け取る株式等の配当金(受取配当)については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられています。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されています。

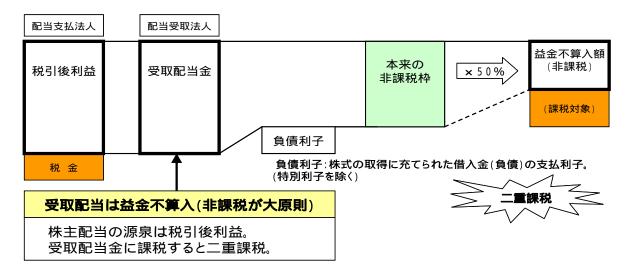
しかしながら、平成 14 年度税制改正において、連結納税制度の導入に伴う財源措置の一つとして本制度の縮減が行われ、負債利子控除の対象外であった特定利子制度が廃止されるとともに、益金不算入割合が 80%から 50% に引き下げられました。

本制度の縮減は、従来から二重課税の指摘を受けていた取扱いをさらに拡大するものであり、税理論に反した課税強化と言わざるをえません。このような課税強化は、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからぬマイナスの影響を与えていると思われ、諸外国と比べて不利のない取り扱いとすべきと考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

受取配当等に係る二重課税を排除するため、受取配当等の益金不算入制度において、連結法人株式等および関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る益金不算入割合を引き上げること(現行 50% 100%)

<受取配当等の益金不算入制度の概要>



3.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税(地方法人特別税を含む)について、現行課税方式を継続すること

法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成 15 年度税制改正により、従来の所得課税方式が見直されました。具体的には資本金 1 億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成 16 年度から実施されています。これと関連して、既に収入金額による外形標準課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の 4 業種について、付加価値額および資本金等の金額による外形標準課税を組み入れていくことを検討すべきとの意見があります。

損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。一方、一般事業会社に導入された外形標準課税は、経済環境に対する配慮もあって、4分の3部分については所得課税を継続し、残りの4分の1部分についてのみ外形基準を組み込んだものとなっています。このため、仮に上記4業種の課税方式が見直されるとすれば、損害保険業の課税標準に所得が組み込まれることも想定されます。

しかしながら、損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額による課税方式が適当と考えられます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人 事業税(地方法人特別税を含む)について、現行課税方式を継続すること

4.地震保険に係る異常危険準備金の積立についての非課税措置

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税(損金算入)とすること

地震保険については、その機能を十分に発揮するために、法令の定めるところにより、この保険から生じる収支残高および運用益はすべて異常危険準備金として積み立てることが義務付けられております。しかしながら、異常危険準備金としての積立が無税で認められているのは収支残高部分のみであり、運用益部分については、その積立にあたって段階的な課税を受けております。

損害保険業界では、地震保険の商品改定等を通じた制度の充実や、普及率の拡大を図っていますが、これにより地震発生の際の保険金支払責任限度額は大幅に増加しており、地震保険に係る異常危険準備金の残高は必要積立額に比べ不十分な状況になっています。さらに、平成 18 年度税制改正において地震保険料控除制度が創設されることとなったことにより、今後一層の地震保険の普及拡大が見込まれます。

このような状況において、損害保険会社が保険金支払に万全を期すためには、地震保険に係る異常危険準備金残高の一層の充実を図ることが急務となっております。

そのためには、現在、地震保険に係る異常危険準備金として積み立てる運用益について、各年度末の責任限度額に対する準備金残高の割合に応じて決められている段階的課税割合を撤廃し、全額非課税(損金算入)とする税制措置が必要不可欠と考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

地震保険に係る異常危険準備金の積立を全額非課税(損金算入)とすること

5.確定拠出年金に係る税制上の措置

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象と した特別法人税を撤廃すること

社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってきました。また一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきています。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られるようになっています。

こうしたいわば時代の要請を受けた新しい企業年金である確定拠出年金制度が健全に 発展・普及するためには、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠 です。

確定拠出年金制度を発展・普及させ、年金資産を早期に充実させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、平成22年度までの経過措置により課税停止とされていますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

6.欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長

欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

金融の自由化・規制緩和の進展により、損害保険業界においても業態間の垣根を越えた競争が促進され、新規事業の展開などを通じて契約者のさまざまなニーズに応えることが求められています。こうした新規事業に伴う初期投資や競争の激化による収益の変動から、欠損金が生じる可能性も高まっていると言えます。

また、損害保険事業の特性として、巨大災害の発生等により一時的に多額の欠損が生じる可能性も考えられます。

現行の欠損金の取扱いに関する税制は、平成 16 年度税制改正で繰越期間は 7 年に延長されましたが、繰戻還付については、繰戻期間が 1 年と短い上に、平成 21 年度税制改正で中小法人等に適用されたものの、大企業等については現在適用が停止されています。現行制度は欧米諸国と比較しても極めて限定的であり、この格差がわが国企業の国際競争力の低下を招く一因ともなります。

また、今後、わが国経済の活性化を図っていく観点から、企業が新たな事業展開を行い、新たな雇用を創出していくことは重要な課題です。現行制度では、企業に欠損が発生した場合、収益基盤の弱い企業等においては税制上の不利益が生じることも考えられ、ひいては、企業の健全な運営や新規事業展開の促進による経済の活性化に支障をきたすおそれがあると考えます。

つきましては、下記項目を要望いたします。

欠損金が生じた場合において税制上の不利益が生じることのないよう、欠損金繰戻 還付の実施・繰戻期間の延長を行うこと

7. 生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現

生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置を実現すること

本年 1 月 23 日に閣議決定された平成 21 年度税制改正の要綱等においては、現行の一般生命保険料控除と別枠で、介護医療保険料控除を創設し、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度とした上で、生命保険契約等の主契約または特約に係る保険料等について、それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用する枠組みを基本とし、平成 22 年度において必要な法制上の措置を講ずる(ただし、新制度が適用される以前に締結した生命保険契約等は従前の制度を適用する)等が明記されています。

つきましては、下記項目を要望いたします。

現行の生命保険料控除制度(生命保険料控除・個人年金保険料控除)を改組し、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除(年金払積立傷害保険を含む)について、制度移行に伴う諸課題について検討等を進めた上で、平成22年度改正において必要な法制上の措置(所得税・個人住民税)を講ずること